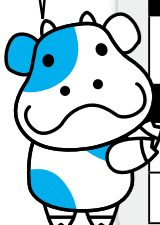


## ■飼養管理基準チェックシート■

チェック事項	チェック
<b>1. 家畜防疫に関する最新情報の把握</b>	
自らが飼養する家畜が感染する伝染性疾患の発生の予防及びまん延防止に関する情報を把握している。	<input type="checkbox"/>
<b>2. 衛生管理区域の設定</b>	
衛生管理区域を設定し衛生管理区域以外との境界が分かるようになっている。	<input type="checkbox"/>
<b>3. 衛生管理区域への病原体の持込み防止</b>	
(1) 衛生管理区域の出入口に立て看板などを設置し、部外者の立ち入りを制限している。	<input type="checkbox"/>
(2) 衛生管理区域に入る車両の消毒を行っている。	<input type="checkbox"/>
(3) 衛生管理区域及び畜舎に立ち入る者に手指及び靴の消毒(手指については洗浄又は消毒)を行わせている。	<input type="checkbox"/>
(4) 同日に畜産関係施設に立ち上がった者及び過去1週間以内に海外から入国した者は、衛生管理区域に立ち入らせないようにしている。 ※家畜防疫員、獣医師、飼料運搬業者等の畜産関係者は除く。	<input type="checkbox"/>
(5) 他の畜産関係施設で使用した物品等で飼養する家畜に直接接触する物を衛生管理区域に持ち込む場合には、洗浄又は消毒をしている。	<input type="checkbox"/>
(6) 過去4か月以内に海外で使用した衣服や靴は衛生管理区域に持ち込まないようにしている。	<input type="checkbox"/>
<b>4. 野生動物等からの病原体の感染防止</b>	
(1) 給餌設備や給水設備に野生動物等の排せつ物が混入しないようになっている。	<input type="checkbox"/>
(2) 飲用に適した水を給与している。	<input type="checkbox"/>
<b>5. 衛生管理区域の衛生状態の確保</b>	
(1) 衛生管理区域内の施設及び器具を定期的に清掃するとともに、家畜の体液(生乳を除く)が付着した物品を使用する際には、1頭ごとに交換又は消毒をしている。	<input type="checkbox"/>
(2) 空になった畜房やハッチの清掃及び消毒をしている。	<input type="checkbox"/>
(3) 過密な状態で家畜を飼養していない。	<input type="checkbox"/>
<b>6. 家畜の健康観察と異状が確認された場合の対処</b>	
(1) 特定症状を確認した場合には、直ちに家保へ通報することとしている。また、その際には家畜はもとより畜産物や排泄物の移動は行わないこととしている。	<input type="checkbox"/>
(2) 特定症状以外の異状を確認した場合には、直ちに獣医師の診療を受けることとしている。また、監視伝染病であることが確認された場合には、家畜保健衛生所の指導に従うこととしている。	<input type="checkbox"/>
(3) 毎日、健康観察をしている。	<input type="checkbox"/>
(4) 家畜を導入するときは、健康な家畜を導入している。また、一定期間、導入家畜と他の家畜を接触させないようにしている。	<input type="checkbox"/>
(5) 家畜を出荷するときは、家畜に付着した排せつ物等の汚れを取り除き、健康状態を確認している。	<input type="checkbox"/>
<b>7. 埋却の準備</b>	
埋却のための土地の確保(成牛1頭当たり概ね5㎡)、焼却又は化製のための準備をしている。	<input type="checkbox"/>
<b>8. 感染ルート of 早期特定のための記録の作成及び保管</b>	
衛生管理区域に立ち上がった者、家畜の導入・出荷、健康観察等に関する録を作成し保存している。	<input type="checkbox"/>
<b>9. 大規模農場に関する追加措置</b>	
(1) 担当の獣医師又は診療施設を定めている。	<input type="checkbox"/>
(2) 特定症状を確認した場合の家保への通報ルールを定め、従業員に周知している。	<input type="checkbox"/>

セルフチェックで飼養管理基準を確認してみよう!!



# 特集 家伝法改正



家畜伝染病予防法が改正されました  
— 飼養衛生管理基準の見直しと早期通報の徹底 —

- ▶ 昨年の口蹄疫の発生を踏まえて、「発生の予防」と「早期の発見・通報」が徹底されるよう、家畜伝染病予防法が大きく見直されました。
- ▶ 家畜飼養者の皆様は、より具体的になった飼養衛生管理基準に基づいて、日頃の衛生管理を行うとともに、口蹄疫が疑われるような「特定の症状」があれば、最寄りの家畜保健衛生所へすぐに通報してください。

## 新しい飼養衛生管理基準のポイント

- 1. 最新情報の確認**  
家畜保健衛生所などの講習会への参加や農林水産省のホームページなどを通じて、伝染病の発生予防などに関する情報を積極的に把握しましょう。
- 2. 衛生管理区域の設定と消毒の徹底**  
畜舎とその周辺区域を衛生管理区域としてわかるようにした上で、この区域に出入りする車両、人及び物品は、必ず消毒(消毒に適さないものは洗浄で可)しましょう。  
畜舎へ出入りする際には、靴の消毒と手指の洗浄又は消毒をしましょう。
- 3. 家畜の健康観察と早期通報**  
毎日、家畜の健康観察を行い、異状が確認されたら直ちに家畜保健衛生所に通報しましょう。  
農場へ立ち上がった人や車両、導入した家畜の記録を取っておきましょう。

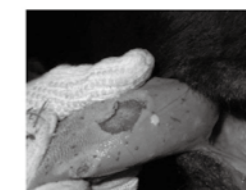
【家畜保健衛生所への届出が必要となる「特定の症状」の例】



泡沫性流ぜん(黒毛和種)



舌の水ほう(ホルスタイン種)



舌のびらん(黒毛和種)

39.0度以上の発熱、流ぜん、口やびづめに水ほうやびらんなどがあれば、家畜保健衛生所へ届け出ることが義務化されました。

- 4. 悪性伝染病の発生に備えた埋却などの準備**  
埋却用の土地(焼却または化製処理でも可)を準備しておきましょう。

## 問い合わせ先

広島県農林水産局畜産課 TEL 082-513-3604  
西部畜産事務所・西部家畜保健衛生所(東広島市) TEL 082-423-2441  
東部畜産事務所・東部家畜保健衛生所(福山市) TEL 084-921-1311(代表)  
北部畜産事務所・北部家畜保健衛生所(庄原市) TEL 0824-72-2015(代表)